



2024年度 能登半島地震による 特別活動助成金 申請ガイド

申請受付期間：8/19(月)～9/20(金)

1. 趣旨

ウェスレー財団は設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、助成金事業を行っています。2024年1月の能登半島地震の発生に伴い、今回特別に緊急救援ならびに人道支援活動に対して助成金を交付します。

2. 申請条件

- 能登半島地震被災地への**緊急的な支援**で、**現地の災害ボランティアセンター等と連携**していること
- **被災地ニーズに沿った活動**を行う事業（炊き出し、救援物資の配布、瓦礫撤去、清掃、看護・福祉分野の活動、社会的弱者やマイノリティの被災者への支援等）
- 日本国内に事務所を置いて活動する**非営利団体**（NPO 法人など。法人格の有無は問いませんが、個人の活動は対象外です）
- 申請時点ですでに**1年以上の活動実績**があること
- 新型コロナウイルス等感染症に対して適切な配慮や感染対策を講じていること
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動でないこと
- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

3. 助成期間

2024年10月1日～2025年3月31日まで

*10月1日以前の支出を助成金として申請することはできません

4. 助成金額・対象となる経費

- ① 助成金額は **1 件の事業につき 100 万円**を上限とします。
- ② 助成金は申請事業に直接関わる経費が対象となります。
- ③ 本助成金を他の組織からの助成金等と併用することも可能です。
- ④ 助成金額は、選考時に申請に基づき査定し**暫定的に**決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。助成対象費目の中で**部分的な費目にのみ交付が決定される**ことや、**全ての費目が承認された場合でも減額での交付となる**場合もありますので予めご了承ください。
- ⑤ 助成の対象となる経費の費目は、下表の通りです。

助成対象費目	内容
旅費交通費	事業を実施するために必要な旅費交通費
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
その他	上記以外で活動に必要な直接経費

- ⑥ 助成対象外の経費は以下の通りです。
 - ・ 申請団体と雇用関係にある人の人件費・通勤費
 - ・ 謝金
 - ・ 事務所の備品・運営費（事業実施のために必要とは判断されないもの）
 - ・ その他、助成対象に該当しないとされる費用

5. 申請方法

申請受付期間

2024年8月19日(月)~2024年9月20日(金)

提出書類

1	申請書 (書式あり)	当財団ウェブサイト (https://wesley.or.jp/) の募集ページから Excel のフォーマットをダウンロードし、内容を記入後、 <u>押印した申請書の PDF (全 3 ページ)</u> と <u>Excel の元データ (押印不要)</u> の両方を提出
2	団体に関する資料 (書式不問)	例) 団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告など (直近のものを提出すること)
3	事業に関する資料 (書式不問)	例) 見積書など

提出先

提出書類一式を下記メールアドレスに送付してください。データ容量が重い場合はクラウドファイル共有サービスやファイル転送サービス等の方法で共有してください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

- 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。
- 申請できるのは **1 団体につき 1 つの事業まで** です。
- 過去に当財団の助成金を受けたことがある団体も申請可能です。過去の申請回数は本助成金の審査に影響しません。

6. 選考について

選考と結果の通知

- ① 選考は、当財団の「特別活動助成金選考委員会」にて行います。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や申請者へのヒアリングを実施する場合があります。選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。
- ② 申請を受け付けた事業は、当財団内で総合的に審査したうえで助成可否を決定します。したがって、全ての条件を満たしていても選考状況によっては不交付となる場合もあります。
- ③ 採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

審査基準

- 申請団体が 2. 申請条件 (p.1 参照) を満たしているか
- 事業の目的が明確であるか
- 事業実施の計画性・実現可能性

7. スケジュール

申請	2024年8月19日(月)~2024年9月20日(金)
交付決定	2024年10月中に採否をメールで連絡
手続書類 提出	下記の書類をメール添付で提出 ① 誓約書 ② 銀行振込依頼書
報告	2025年4月5日までに報告書を提出
送金	報告内容を当財団が承認後、団体の銀行口座に送金

8. 報告書の提出について

実施期間が終了した月の翌月末までに、所定の様式で下記をメール添付で提出してください。報告書のフォーマットは交付決定通知メールに添付します。

- ① 実施報告書（固有名詞など必要な所以外は日本語で作成する）
- ② 事業全体の支出に関する証憑書類（コピー可）
- ③ 記録写真など

* 事業実施にあたって作成される広報宣伝物（例：チラシ、ポスター、ウェブサイト）、配布物（例：後日作成の報告資料）などにウェスレー財団のロゴマークとともに、当財団の助成事業であることを明記してください。ロゴマークは交付決定通知メールに添付データとして送付します。また、報告書提出時に各1部を添付してください。

* 当財団のウェブサイトでは助成事業の紹介記事を公開しておりますので、掲載へのご協力をお願いします。

* 活動写真は当財団のウェブサイト等に掲載可能なものとそうでないものに分け、写真データでお送りください。

9. 助成金の交付について

- ① 助成金の交付手順は、下記のどちらかを選択していただくことが可能です。
【交付暫定額の 50%を前払い】
→交付暫定額の 50%を前払いし、実施報告書を当財団が承認後、残額を送金する
【交付額全額を後払い】
→実施報告書を当財団が承認後、交付額全額を送金する
- ② 助成を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。
 - ・当財団の承認を得ない事業への変更及び中止
 - ・申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・助成金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・その他、当財団が不相当と認めた場合
- ③ 最終的な助成金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不相当と認められる支出に関しては、暫定的な助成決定額から減額することがあります。

10. その他注意事項

- ① 事業の内容や計画に大幅な変更が生じる場合、または予算（費目の追加・変更等）を変更しようとするときには、予め当財団の承認を受ける必要があります。
- ② 申請書類から得た個人情報、厳重に取り扱い本助成金の選考のためにのみ使用します。ただし、助成を決定した事業は、当財団ウェブサイトにて団体名および事業名を公表します。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

以上